

(第三部)

第一回 参議院國土計画委員会會議錄第十五号

(六六八)

- 付託事件
  - 戦災都市復興計畫事業費の補助金増額に關する陳情(第二十六號)
  - 福岡縣英彦山一帯の國立公園指定に關する請願(第三十二號)
  - 柳川及び城川の砂防工事に關する請願(第四十四號)
  - 上下水道普及政策の樹立とその監督機構の統合に關する請願(第五十號)
  - 鳥取縣小田川、荒金川の砂防工事に關する陳情(第五十七號)
  - 濱坂港修築に關する請願(第六十號)
  - 鈴鹿川水系砂防工事促進に關する陳情(第七十七號)
  - 山陽國道改良促進に關する陳情(第八十五號)
  - 今次秋田縣下の水害地區復舊促進に關する陳情(第九十號)
  - 大山國立公園の地域擴張に關する請願(第九十二號)
  - 瀬戸市附近砂防施設に關する請願(第九十四號)
  - 愛知縣下の砂防事業費國庫補助金増額に關する請願(第九十五號)
  - 逢妻川上流砂防工事に關する請願(第九十六號)
  - 藏王川砂防工事に關する請願(第九十七號)
  - 大谷川砂防工事に關する請願(第九十八號)
  - 水無川砂防工事促進に關する請願(第九十九號)
  - 清水港、甲府市間を國道とすることに關する請願(第一百零七號)
- 鳥根縣の昭和十八年風水害復舊耕地事業補助金増額に關する陳情(第二百六十四號)
- 宮谷川砂防工事費國庫補助に關する陳情(第二百六十六號)
- 吳市河川の砂防工事施行に關する陳情(第二百七十號)
- 山陽國道改良促進に關する陳情(第二百七十六號)
- 千代川砂防工事に關する陳情(第二百八十四號)
- 大森、正光兩川の砂防工事に關する陳情(第二百九十六號)
- 今次秋田縣下の水害地區復舊に關する陳情(第三百二號)
- 笠岡港修築に關する陳情(第三百三十三號)
- 今次若手縣下の水害復舊對策に關する陳情(第三百四十七號)
- 今次秋田縣下の水害復舊對策に關する陳情(第三百四十七號)
- 今次秋田縣下の水害復舊對策に關する陳情(第三百五十四號)
- 宮城縣登米郡石越村の災害復舊に關する陳情(第三百六十五號)
- 伏木港浚渫費國庫補助増額に關する陳情(第三百八十二號)
- 梨ヶ原川砂防工事に關する陳情(第三百八十四號)
- 今次秋田縣下の水害地區復舊に關する陳情(第三百九十七號)
- 宮城縣登米郡錦織、上沼兩村間の北上川に不動橋を架設することに關する請願(第三百九十五號)
- 重信川橋梁管々に關する請願(第三百三號)
- 三國山脈一帯を國立公園に指定することに關する請願(第三百五號)
- 茨城縣多賀郡高萩町内國道改修工事に關する陳情(第四百九號)
- 治山治水對策に關する陳情(第四百十四號)
- 今次茨城縣下の水害復舊費を全額國庫負擔することに關する陳情(第四百二十七號)
- 今次群馬縣下の水害復舊費全額國庫負擔その他に關する陳情(第四百三十號)
- 治山治水對策に關する陳情(第四百四十八號)
- 今次山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する陳情(第四百六十三號)
- 今次群馬縣下の水害復舊費を全額國庫負擔することに關する陳情(第四百六十五號)
- 今次群馬縣下の水害復舊費全額國庫負擔その他に關する陳情(第四百七十一號)
- 今次栃木縣下の水害復舊費を全額國庫負擔することに關する陳情(第四百七十二號)
- 今次宮城縣下の水害對策に關する陳情(第四百七十七號)
- 熊野沿岸の地震つなみ被害地復舊に關する陳情(第四百八十五號)
- 關東地方水害應急措置に關する陳情(第四百九十五號)
- 今次神奈川縣下の水害復舊費全額國庫負擔等に關する陳情(第五百四號)
- 戸栗川砂防工事に關する陳情(第五百十七號)
- 東北地方水害對策に關する陳情(第五百十九號)
- 土木費地元負擔金制度廢止に關する陳情(第五百二十一號)
- 荒川改修工事に關する請願(第四百五十四號)
- 那賀川改修工事促進に關する請願(第四百六十一號)
- 土木費地元負擔金制度廢止に關する陳情(第五百四十八號)
- 今次埼玉縣下の水害復舊費全額國庫負擔その他に關する陳情(第五百五十二號)
- 砂防施設の恒久對策實施に關する陳情(第五百五十九號)
- 茨城縣下の災害復舊に關する陳情(第五百六十五號)
- 伊勢崎市を特別罹災都市に指定すること等に関する陳情(第五百六十八號)
- 常磐炭田地區の縣道改修に關する請願(第四百九十二號)
- 北海道厚田港の船入渠設に關する請願(第四百九十五號)
- 今次山形縣下の水害對策に關する陳情(第五百八十號)
- 濱須賀港を開港に指定する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 水害防止對策の擴充強化に關する請願(第五百四十四號)
- 和賀川外二十七河川の砂防工事に關する請願(第五百五十五號)
- 宮城青森兩縣間に國道新設に關する請願(第五百五十六號)
- 北上川、上流改修工事促進に關する請願(第五百五十八號)
- 岩手山、八幡平一帯の國立公園指定に關する請願(第五百五十九號)
- 科學的調査による土地濫墾の作成に關する請願(第五百六十二號)
- 綜合國土計畫樹立に關する請願(第五百六十三號)
- 國土計畫研究所及び普及機關設置に關する請願(第五百六十四號)
- 國道十號線改修に關する請願(第五百七十號)
- 能代港修築に關する請願(第五百七十二號)
- 御手洗港修築に關する請願(第五百七十七號)
- 八屋川外五河川砂防工事國庫補助に關する請願(第五百八十三號)
- 栃木縣生井、野木兩村間の堤防工事その他に關する請願(第五百八十六號)
- 栃木縣下都賀郡野木村池内の築堤工事に關する請願(第五百八十七號)
- 那中港修築工事繼續促進に關する請願(第五百九十號)
- 伊良湖湖岸に避難港を設置することに關する請願(第五百九十一號)
- 酒田港の災害復舊に關する陳情(第五百九十二號)
- 妻伊川改修工事に關する陳情(第五百九十五號)
- 國道十號線改修に關する陳情(第五百九十八號)
- 群馬縣下の水害對策に關する陳情(第五百九十九號)
- 都會轉入抑制緊急措置令を改正する

法律案内閣送付

○大野川改修工事費國庫補助増額に関する請願(第六百九號)

○都井神を豊島國立公園に編入することに關する請願(第六百十號)

○吉井川上流改修工事に關する請願(第六百二十一號)

○釧路港修築に關する請願(第六百二十五號)

○四國地方の河川改修工事に關する請願(第六百三十一號)

○海岸工作物補強費國庫補助に關する請願(第六百三十一號)

○室蘭港ふ頭施設擴充強化に關する陳情(第六百三十三號)

○土地區劃整理事業費國庫補助増額に關する陳情(第六百二十三號)

昭和二十二年十二月三日(水曜日)午前十時三十六分閉會

本日の會議に付した事件

○横須賀港を開港に指定する等の法律案

○委員長(赤木正雄君) 只今より委員會を開會いたします。

横須賀港を開港に指定する等の法律案について政府委員より提案理由の御説明を伺います。

○政府委員(前尾繁三郎君) 只今議題と相なりました横須賀港を開港に指定する等の法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

今般待望久しき民間貿易の再開によりまして、我が國の前途には明るい希望を見出し得ましたことは、まことに御同慶に堪えない次第でございます。

外國貿易に依存せざるを得ません我が國といたしましては、これが速やかなる進展を圖することは、まことに緊要であります、その一環といたしまし

て、横須賀港外十三港を新たに開港に指定いたしました、以て我が國外國貿易の發展に資せんとするものであります。そも、開港を指定いたしまする場合には、從來關稅法第九十九條に基づきます委任勅令によつて指定して參つたのであります、新憲法の施行に伴ひまして、港域とともに法律によつて指定することが適當と認められますので、現在の開港については別に提出の關稅法の一部を改正する法律案によりまして、その港域とともに關稅法に規定することといたしまして、新たに追加いたしまする右の十四港につきまして、本法によりまして別表に、その港域とともに規定せんとするものであります。

以上をもちまして、横須賀港を開港に指定する等の法律案の提案理由の御説明といたします。何率速やかに御審議の上、御賛成あらんことを切にお願ひ申上げる次第であります。

○委員長(赤木正雄君) これより質疑に入ります。速記を止めて下さい。午前十時四十分速記中止

○委員長(赤木正雄君) 速記を始めて下さい。本日はこれにて散會いたします。午前十一時九分速記開始

午前十一時十分散會  
出席者は左の通り。  
委員長、赤木正雄君  
理事、原口忠次郎君、島津忠彦君  
委員、堀内 到君、石坂 豊一君

政府委員

大政事務官 前尾繁三郎君  
(主務局長)

大政事務官 伊藤 八郎君  
(關稅課長)

大政事務官 林 眞治君  
(水産課)

大政事務官 小林 英三君  
平沼彌太郎君  
石川 一衛君  
高田 寛君  
北條 秀一君  
田中 信儀君

大政事務官 伊藤 八郎君  
(關稅課長)

大政事務官 林 眞治君  
(水産課)

大政事務官 小林 英三君  
平沼彌太郎君  
石川 一衛君  
高田 寛君  
北條 秀一君  
田中 信儀君

大政事務官 伊藤 八郎君  
(關稅課長)

大政事務官 林 眞治君  
(水産課)

大政事務官 小林 英三君  
平沼彌太郎君  
石川 一衛君  
高田 寛君  
北條 秀一君  
田中 信儀君

大政事務官 伊藤 八郎君  
(關稅課長)

大政事務官 林 眞治君  
(水産課)

大政事務官 小林 英三君  
平沼彌太郎君  
石川 一衛君  
高田 寛君  
北條 秀一君  
田中 信儀君

大政事務官 伊藤 八郎君  
(關稅課長)

大政事務官 林 眞治君  
(水産課)

大政事務官 小林 英三君  
平沼彌太郎君  
石川 一衛君  
高田 寛君  
北條 秀一君  
田中 信儀君

大政事務官 伊藤 八郎君  
(關稅課長)

大政事務官 林 眞治君  
(水産課)

大政事務官 小林 英三君  
平沼彌太郎君  
石川 一衛君  
高田 寛君  
北條 秀一君  
田中 信儀君

大政事務官 伊藤 八郎君  
(關稅課長)

大政事務官 林 眞治君  
(水産課)

請願者

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

請願者

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

請願者

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

富山縣下新川郡宮崎村長 折谷芳樹外六十九名

る進展を圖ることは、まことに緊要でありまして、その一環といたしまし

堀内 到君  
石坂 豊一君

關する請願(第三百九號)  
一、伊豆半島を國立公園に指定とす

甚大なるものがあり、なお將來も修繕を豫想せられるから各河川に對する砂

式渡船を採用大型木船一そを新造し、目下これにより人馬通行の用に供

しているのであるが、この地に不動橋が架設されると、渡船により往復する一日一千人内外の人々は勿論、これら地方に移入する物資の運賃の節約、車馬の損傷の防止等國民の經濟上寄與するところ極めておおいから、速かに不動橋を架設せられたいとの請願。

(請第三百二號)昭和二十二年九月三十日受理  
狩野川改修工事並びに放水路開さくに關する請願

請願者 靜岡縣田方郡華山村役場内 久保田豊

紹介議員 稻垣平太郎君  
靜岡縣狩野川の改修は、既往十九九年工事を施行七五の進歩を見たが、戦時のため中止今日に至つた。しかしこのまま放置すれば出水の被害は固より、施行した部分の受ける損害もまた大である。最近濫伐による出水量の増大は、兩度の大洪水が確實に裏付け

從て既定計畫のみでは治水の完全を期し得ないから、この際、更に年限を延長して放水路の新設を既定改修と併行早急に着手されたいとの請願。  
(請第三百三號)昭和二十二年十月一日受理  
重信川橋梁替えに關する請願

請願者 愛媛縣上浮穴郡久方村長 高野義唯成四十八名

紹介議員 久松定武君外三名  
重信川橋が變廢・高知兩縣の郡松山・高知兩市を結ぶ幹線國道に架設され、四十餘年を経過し腐朽甚だしく重量物の輸送は重量制限により辛うじて交通の用に供している。しかも本線が太平洋と瀬戸内海及び中國地方を結ぶ唯一

の四國中央横斷道路として産業物資輸送の重要性を有し、交通量のおおきこと四國第一位で、橋梁の使命が多いから早急にこれが架替築造を施行されたいとの請願。  
(請第三百四號)昭和二十二年十月一日受理  
重信川改修工事に關する請願

請願者 愛媛縣温泉郡浮穴村長 豊島辰三郎

紹介議員 久松定武君外三名  
この請願の趣旨は、請第二百一號と同じである。

(請第三百五號)昭和二十二年十月一日受理  
三國山脈一帯を國立公園に指定することに關する請願  
請願者 群馬縣知事 北野重信 外二名

紹介議員 木曾三四郎君外一名  
上信國境に連る三國山脈國立公園候補地一帯は、妙義の奇峰と相まつて淺間、白根の兩活火山を主とする七十餘座の火山が密集し、廣かつた高原が隨所に展開して壯觀を呈しており、山間に湧出する温泉はその數四十有餘に達している。これ等地帯が交通便利のため國際觀光地として、又國民保健地として四季を通じて多數の觀光客に利用されつつあるので、この天與の景觀を保護開發するため、速かに國立公園に指定されたいとの請願。  
(請第三百八號)昭和二十二年十月一日受理  
國道第三號線改修工事施行に關する請願

請願者 延岡市長 佐藤千吉郎 外三名

紹介議員 椎井 康雄君  
延岡、宮城、都城の三市を結ぶ國道第三號線は、縣下隨一の交通幹線であるが、中でも延岡、土々呂間は沿線に種々の工場があるので特に重要視されているが、夏井、土々呂間の三千九百

米の區間は屈曲甚だしく且つ幅員狭いため輸送上困難の度を加えており、このまま放置を許さない現状にあるから、延岡市が再健日本に占める重要性和又一面觀光施設の一環ともなることを考慮されて速かに右區間の改修工事を實施せられたいとの請願。  
(請第三百九號)昭和二十二年十月一日受理  
五ヶ瀬川外二河川の改修工事に關する請願

請願者 延岡市長 佐藤千吉郎 外三名

紹介議員 椎井 康雄君  
延岡市を貫流する五ヶ瀬川は、縣下屈指の大河であるが、河口は漂砂の爲平時僅かに約百五十メートル位に狭められ複雑化しているため、一度洪水となれば昭和十八年九月二十日の出水時の如く本市だけでも死者二八八名に達し、各戸浸水を受け被害は甚大であつた。加えて水源地の向坂山が戦時中の濫伐により水量を増し易くなつてゐるから、本市の水害を永遠に除去するため五ヶ瀬川、北川及び親子川の改修を國直轄工事として實施せられたいとの請願。  
(請第三百十號)昭和二十二年十月一日受理  
伊豆半島を國立公園に指定することに關する請願

請願者 靜岡市追手町三八番地 社団法人靜岡縣觀光協會 會長 中山均

紹介議員 平岡市三君外一名  
伊豆半島は太平洋に突出し天城山を中心とする處に風景美を有し、且つ豊富な温泉が各所に湧出してゐる。しかも交通の便利と相まち四季を通じて國民の保養地として好適な條件を具えている等の理由で伊豆が一國立公園地として獨立の價値をもつてゐるので、此の際單獨に伊豆國立公園を速かに指定されたいとの請願。  
(請第三百十二號)昭和二十二年十月二日受理  
大淀川改修區域の國直轄測量調査に關する請願

請願者 郡城市長瀬戸山三男外十名

紹介議員 水久保甚作外二名  
宮崎縣大淀川上流直轄改修計畫區域に當る都城盆地は、面積實に一〇五〇平方軒、鹿兒島縣の一部を包括した宮崎縣第一の穀倉地帯を占めてゐるため、この地域における水害の防止が食糧増産に影響することは極めて大である。然るに治水施設が原始的で、本支川とも堤防の設備がなく出水時におけるはん濫面積二千五百町歩に上つており、これが根本対策は本支川を合せ數百軒にわたる河川改修工事にあること言を待たないので、早急に國直轄の測量調査を開始されたいとの請願。  
(請第三百十三號)昭和二十二年十月二日受理  
大淀川改修工事促進に關する請願

請願者 宮崎市長 荒川岩吉外八名

紹介議員 椎井 康雄君  
宮崎縣大淀川直轄改修工事は、昭和二年著工以來二十二年の現在まで既定計畫の約七割の完成を見たが、最下流の宮崎河口、中流の溝川、柏田二壩門及び最上流の本庄川右岸堤防が未だ完成してゐないので早急に實施されたくその前提として明二十三年度にこれが調査測量を實施され、下流改修工事の促進を南九州地方開發計畫の重要な一環とせられたいとの請願。  
(請第三百十五號)昭和二十二年十月二日受理  
別府市に國際觀光港を新設することに關する請願

請願者 別府市長 脇鐵一外二名

紹介議員 安部 定君  
平和の到來と貿易の再開により諸外國人の來往は極めて頻繁となり、殊に米國人の來訪は期して待つべきものがある。即ちこれ等外客を先ず横濱港に迎え、更に神戸港に廻航せしめて瀬戸内海の風光を探勝せしめつつ、中國、四國及び九州の觀光中心地たる別府を最後の廻航地として、ここに國際觀光港を新に設けられたいとの請願。  
(請第三百十九號)昭和二十二年十月二日受理  
鮎喰川改修工事に關する請願

請願者 徳島市長 妹尾芳太郎 外十一名(各外一件)

紹介議員 赤澤與仁君外一名  
徳島縣吉野川の支川鮎喰川は昭和九年以來の災害及び無計畫的濫伐に因り河床、堤防、山系、林野の荒廢甚だしく、今日重大危機に直面せる事態に鑑み綜

合的治山治水の對策を急進に講じ國土及び住民の安全を保障せらるる様にされたいとの請願。

(請第四百九十二號)昭和二十二年十一月四日受理

請願者 山梨縣内山梨縣議會 議長 池谷源一

山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願

山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願

山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願

山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願

山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願

山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願

山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願

山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願

山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願

請願者 舞鶴市長 柳田秀一  
紹介議員 青山 正一君  
舞鶴市西地區及び東地區の彌仙山、養老山に源を發して舞鶴東、西兩灣に流入する池内、青井、與保呂の各川は何れも上流溪谷の峻峻、流路勾配の急なため降雨後出水が早く屢々洪水は氾濫するので、昭和六年及び十二年に砂防設備地の指定を得て、以來國庫補助の下に京都府において砂防工事を実施して河状や安定したが、戦時中の山林濫伐のため、昭和二十、二十一年の出水により河状更に荒廢し、慘禍の及ぶところ計り知れないものがあるため、速かに前記各川の砂防工事を実施せられたいとの請願。

(請第四百九十三號)昭和二十二年十一月四日受理

請願者 宮城縣登米郡石越村長 小野寺八右門外五名

夏川改修工事に關する請願

夏川は宮城岩手の縣境を南下する迫川の一支流であつて、舊來兩岸に堤防を築いて、河水のはん濫を防いでいたが、雨時には常に溢水し年々甚大な被害があるので、昭和五年五月宮城縣金成村外各町村が國庫より半額の助成を仰いで、河川の浚渫及び改修を施行して、昭和十二年に完成を見た。然し堤防の補強工事には一切手をつけなかつたから、上流地域森林の伐採等により、降雨時における増水は急激となつて昭和十九年七月、本年七月の洪水期には冠水面積約三千町歩に及ぶ状態であるので、速かに改修工事特に堤防補強工事を全額國庫負擔により實施

夏川改修工事に關する請願  
夏川改修工事に關する請願  
夏川改修工事に關する請願  
夏川改修工事に關する請願  
夏川改修工事に關する請願

夏川改修工事に關する請願  
夏川改修工事に關する請願  
夏川改修工事に關する請願  
夏川改修工事に關する請願  
夏川改修工事に關する請願

夏川改修工事に關する請願  
夏川改修工事に關する請願  
夏川改修工事に關する請願  
夏川改修工事に關する請願  
夏川改修工事に關する請願

夏川改修工事に關する請願  
夏川改修工事に關する請願  
夏川改修工事に關する請願  
夏川改修工事に關する請願  
夏川改修工事に關する請願

夏川改修工事に關する請願  
夏川改修工事に關する請願  
夏川改修工事に關する請願  
夏川改修工事に關する請願  
夏川改修工事に關する請願

夏川改修工事に關する請願  
夏川改修工事に關する請願  
夏川改修工事に關する請願  
夏川改修工事に關する請願  
夏川改修工事に關する請願

夏川改修工事に關する請願  
夏川改修工事に關する請願  
夏川改修工事に關する請願  
夏川改修工事に關する請願  
夏川改修工事に關する請願

されたといふ請願。  
十一月十七日日本委員會に左の事件を付託された。  
一、利根川低水工事並びに利根川運河の改修工事等に関する請願(第四百九十一號)  
一、常磐炭田地區の縣道改修に關する請願(第四百九十二號)  
一、北海道厚田港の船入ま築設に關する請願(第四百九十五號)  
一、山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願(第四百九十七號)  
一、群馬縣下の水害復舊に關する請願(第四百九十八號)  
一、入野川改修工事促進に關する請願(第四百九十九號)  
一、伏木港浚渫費國庫補助に關する請願(第五百零六號)  
一、矢作川改修工事促進に關する請願(第五百零八號)  
一、富士川下流東岸災害復舊費國庫負擔に關する請願(第五百二十號)  
一、兵庫縣下の砂防工事施行に關する請願(第五百三十二號)

(請第四百九十一號)昭和二十二年十一月四日受理

請願者 茨城縣知事 友末洋治  
紹介議員 大島農夫雄君外三名

常磐炭田地區の縣道改修に關する請願

常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願

常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願

常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願

常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願

常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願

常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願

常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願

常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願  
常磐炭田地區の縣道改修に關する請願

率なる國庫補助を交付せられたいとの請願。  
(請第四百九十七號)昭和二十二年十一月四日受理

請願者 山梨縣内山梨縣議會 議長 池谷源一

山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願

山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願

山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願

山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願

山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願

山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願

山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願

山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願

山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願  
山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願

一、綜合國土計畫獨立に關する請願  
近時各地にひん發する大水害の一面

(請第五百五號)昭和二十二年十一月六日受理

請願者 群馬縣佐波郡三郷村長 齊藤佑作外四十三名

群馬縣下の水害復舊に關する請願

群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願

群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願

群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願

群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願

群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願

群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願

群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願

群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願  
群馬縣下の水害復舊に關する請願



入野川は流砂の堆積と河積狹小のため、出水毎に堤防が破壊して田地の被害おおく、殊に昭和二十年度の大水害は家屋の流失、死傷者十五名に達する被害をこうむつたけれども、その復舊工事も完全でないから速かに改修工事を施行せられたりとの請願。

(請第五百十六號)昭和二十二年十一月七日受理

伏木港浚渫費國庫補助に關する請願

請願者 高岡市長 武田儀八郎

伏木港は、日本海沿岸唯一の良港で東海近畿北陸方面の中継港として民間貿易の再開せられた今日、その使命の重大性を加えつつあるが、當港は、河口港であるため土砂が流下して港内に堆積し常時これがしゅんせつを續行しなければ所要水深を維持し難く、しゅんせつ費だけでも年々數百萬圓に達し終戦後急迫した地方財政では到底この負擔に堪えられないから、同港の果しつある國家的役割より見て、高率の國庫補助を賜るよう取計られたりとの請願。

(請第五百十八號)昭和二十二年十一月七日受理

矢作川改修工事促進に關する請願

請願者 愛知縣岡崎市康生町二六〇番地 竹内宗治外二十名

紹介議員 竹中 七郎君

矢作川改修工事は、事業費六百萬圓をもつて、昭和八年度より二十年間續續事業として著工したが、今次戦争の影響を受け今おな全計畫の五割を残している状況である。本川の治水は、一昨年の當地方を襲つた三河震災による堤

體弱化のため誠に果卵の危機にひんしているから、沿岸住民が安心して増産確保にまい進出来るよう速かに矢作川改修工事を完成されたいとの請願。

(請第五百二十號)昭和二十二年十一月七日受理

富士川下流東岸災害復舊費國庫負擔に關する請願

請願者 靜岡縣富士郡富士町長 鈴木長太郎

紹介議員 平岡 市三君

靜岡縣富士郡の富士川下流は數年前から出水の度毎に被害をかうむつていたが、昭和十九年軍事施設設置のため、立入が出来ず放置してあつたので、今次の水害を招き郡下最優秀の美田も一時にして行衝不明となつたのである。しかして今一度出水に見舞はれると東岸の美田のみならず、沼津市までの田畑三千町歩、民家三萬戸、人畜十萬以上におよぶおそれが濃厚であるから國庫をもつて改修工事を施行せられたりとの請願。

(請第五百三十二號)昭和二十二年十一月八日受理

兵庫縣下の砂防工事施行に關する請願

請願者 神戸市長小寺謙吉外百二名(外五十八件)

紹介議員 原口忠次郎君

兵庫縣は、地形地質が共に砂防工事を必要とする自然的條件を備えた所が多いにもかかわらず戦時中から山林の濫伐及び山地の開墾等の人為的行爲によつて、各水源地帯は極度に荒廢し土砂の流出が多くなり、河水の速度が速くなつたので、災害はひんびんとして起り、昭和二十年以降本年七月まで被害に四億六千萬圓に達し民生安

定上又食糧増産上一大支障を來している。この状態を改善して災害を防止軽減するには、砂防工事の大々的な實施による他ないから、砂防工事に對する國庫補助を増額されたいとの請願。

十一月十八日日本委員會に左の事件を付託された。

一、今次山形縣下の水害對策に關する陳情(第五百八十號)

(請第五百八十號)昭和二十二年十一月六日受理

今次山形縣下の水害對策に關する陳情

山形縣知事 村山道雄

山形縣この度の水害による損失は總計實に四億二千三百三十七萬七千七百三十三圓に上り、これが復舊事業は緊急を要すること今更言をまたないところであるが現在の地方財政にては如何ともし難いから、緊急對策に對し全額國庫補助金を交付せられる外東化六縣知事會議において決定した對策の急速なる實施を圖られたりとの陳情。

十一月二十七日日本委員會に左の事件を付託された。

一、水害防止對策の擴充強化に關する請願(第五百四十號)

一、和賀川外二十七河川の砂防工事に關する請願(第五百五十五號)

一、宮城、青森兩縣間に國道新設に關する請願(第五百五十六號)

一、北上川上流改修工事促進に關する請願(第五百五十八號)

一、岩手山、八幡平一帶の國立公園指定に關する請願(第五百五十九號)

一、科學的調査による土地濫墾の作成に關する請願(第五百六十二號)

一、綜合國土計畫樹立に關する請願(第五百六十三號)

一、御手洗港修築に關する請願(第五百七十七號)

一、能代港修築に關する請願(第五百七十二號)

一、八屋戸川外五河川砂防工事國庫補助に關する請願(第五百八十三號)

一、栃木縣生井、野木兩村間の堤防工事その他に關する請願(第五百八十六號)

一、栃木縣下都賀郡野木村池内の築堤工事に關する請願(第五百八十七號)

一、郡中港修築工事繼續促進に關する請願(第五百九十號)

一、伊良湖湖に避難港を設置することに關する請願(第五百九十一號)

一、酒田港の災害復舊に關する陳情(第五百九十二號)

一、妻伊川改修工事に關する陳情(第五百九十五號)

一、國道十號線改修工事に關する陳情(第五百九十八號)

一、郡馬縣下の水害對策に關する陳情(第五百九十九號)

(請第五百四十號)昭和二十二年十一月十日受理

水害防止對策の擴充強化に關する請願

請願者 東京都千代田區墨田一番地内務省國土局内 辰馬謙藏

紹介議員 原口忠次郎君

近時各地にひん發する大水害の因は、戦時中河川改修工事が殆んど休止状態であつたことと、水源林が濫伐されたことに存している。新日本建設途上において最も緊要と思はれることは、水害の根絶によつて民生の安定と食糧の確保を圖ることにあるが、現下の財政状態では根本的治水計畫の實現として水防の強化擴充を計られたりとの請願。

(請第五百五十五號)昭和二十二年十一月十二日受理

和賀川外二十七河川の砂防工事に關する請願

請願者 岩手縣議會議長 村上順平

紹介議員 千田 正君

和賀川外二十七河川は、水源地の荒廢によつて下流の河床が上昇したため、今回の甚大な水害をまねいたのであるから、根本的な砂防施設を講ずるとともに、下流の改良工事を施行せられたりとの請願。

(請第五百五十六號)昭和二十二年十一月十二日受理

宮城、青森兩縣間に國道新設に關する請願

請願者 岩手縣議會議長 村上順平

紹介議員 千田 正君

現在東北地方を從横する國道は、僅かに四號路線一線のみであるが、この線は、岩手縣内において、冬期間約半年にわたつて、交通と絶を餘儀なくせられる状況で、日本再建上影響するところ少なくないから、現在仙臺市を終點とする國道六號線を延長して青森縣三本

木町において國道六號線に接続する國道を新設されたいとの請願。

(請第五百五十八號)昭和二十二年十一月十二日受理

北上川上流改修工事促進に關する請願者 岩手縣議會議長 村上順平

紹介議員 千田 正君

北上川上流岩手縣管内の改修工事は、昭和十六年に一部著工したが、資材その他の事情で中止となり、その後昭和二十一年の一部著工も後進通り進捗しないため、過般の甚大な水害をかうむつたから、速かに既定計畫の改修工事を實施して水害の禍根を除きたいとの請願。

(請第五百五十九號)昭和二十二年十一月十二日受理

岩手山、八幡平一帯の國立公園指定に關する請願者 岩手縣議會議長 村上順平

紹介議員 千田 正君

岩手縣の岩手山、八幡平、田澤湖を中心とする一帯は國立公園候補地に認定せられてゐるが未だ正式の指定を待たないのは遺憾である。同地帯は廣大な山林資源を有し、富古釜石港を控へ産業開發に裨益するところ多いから速かに國立公園として指定せられたいとの請願。

(請第五百六十二號)昭和二十二年十一月十二日受理

科學的調査による土地臺帳の作成に關する請願者 東京都千代田區霞ヶ關内務省內務部國土計畫協會長 徳川宗敬

紹介議員 久松 定武君

文化的な新日本を建設するには幾多土地に關連する政策の立案實施を必要とするが、それ等が公正妥當にして効果的であるためには、立案の根本資料である土地臺帳が正確でなければならぬから、この科學的調査方法による正確完全な土地臺帳を是非作成されたいとの請願。

(請第五百六十三號)昭和二十二年十一月十二日受理

綜合國土計畫樹立に關する請願者 東京都千代田區霞ヶ關内務省內務部國土計畫協會長 徳川宗敬

紹介議員 久松 定武君

確乎たる國土計畫なくしては、敗戦國土の再建は不可能であるが、敗戦以來基本的國土計畫なくして今日に至つた結果、今次の大水害となり、復舊費の國庫負擔額だけでも百數十億圓に達してゐる有様である。開發は國土利用を増大せしめ國富を増殖するがその進行速度は除々であるのに反し災害は一瞬にして廣大なる範圍にわたり國土を流亡せしめ國富の大損失を招來する。かかる見地より單に一時の現象に捉われず根本的に恆久的立場から綜合的國土計畫を樹立されたいとの請願。

(請第五百六十四號)昭和二十二年十一月十二日受理

國土計畫研究所及び普及機關設置に關する請願者 東京都千代田區霞ヶ關内務省內務部國土計畫協會長 徳川宗敬

紹介議員 久松 定武君

荒廢國立の復舊は第一に著手すべきものであるが、山林原野の開發、濫伐等

によつて悉く國土を荒廢に導いておき、一朝暴風雨雪の襲來した際における損害は計り知れないものがある。しかして國民が國土保全に無關心であるのは、國土計畫思想の缺如に基因してゐるのであるから、國土計畫研究所の設立、官立大學に國土計畫講座の開設等により國土保持の目的を達せられたいとの請願。

(請第五百七十號)昭和二十二年十一月十二日受理

國道十號線改修に關する請願者 上田市長 井上柳梧外七名

紹介議員 木下 盛雄君

國道十號線上田市常入、小諸町新町間の道路は既に延長五、二〇〇米を國において改修せられたが、その後の工事の續行を見ないで、今日に至つてゐるが、取残された區間は交通上の惡條件の箇所のみであつて交通事故が頻發してゐる状態である。本路線は首都東京と長野縣を通じて裏日本新潟縣を結ぶ重要且つ唯一の直通國道であるから地方産業、觀光、文化、交通の發展上速かに前記區間を改修せられたいとの請願。

(請第五百七十二號)昭和二十二年十一月十二日受理

能代港修築に關する請願者 能代市長 柳谷清三郎

紹介議員 石川 准吉君

能代港は往時日本海の要港として船舶の出入が多かつたが、二十数年前より米代川流心の變化と海岸の風砂のため河口が閉ざされたので漁船の出入さへ不能となり、秋田縣産業振興上大きな影響を及ぼしてゐる。米代川の全體改

修計畫の實施もこゝ、二年のうちに完成の見通しがついたから、これと並行して能代港の改修を實施されたいとの請願。

(請第五百七十七號)昭和二十二年十一月十二日受理

御手洗港築設に關する請願者 廣島縣豊田町御手洗町 藤林政五郎外三十五名

紹介議員 佐々木康藏君

御手洗港は、本州と四國の中間に位置し、昭和四年十二月指定港灣として内務省の指定を受け、又昭和二十二年一月觀光地として指定を受けたが、現在何等の港灣施設もないから、出入船舶の便益のため、同港の築設工事を實施されたいとの請願。

(請第五百八十三號)昭和二十二年十一月十四日受理

八屋川外五河川砂防工事國庫補助に關する請願者 滋賀縣滋賀郡木戸村長 木戸長成

紹介議員 西川甚五郎君

八屋川、大谷、野禽子、比良、木戸及び安曇の各河川の水源地である比良山脈は地質露出している上に、戰時中に森林産材をしたため、土砂の流出激しく、各河川は河床上昇しているため、降雨毎には氾濫のおそれがあつて、民心は安定しないから、速かに國庫補助によつて各河川の改修工事を施行せられたいとの請願。

(請第五百八十六號)昭和二十二年十一月十四日受理

朽木縣生井、野木兩村間の堤防工事を

の他に關する請願者 朽木縣下都賀郡生井村 長立野茂外二十七名

紹介議員 植竹 春彦君

今次の水害により河川沿岸農民の生命線たる大堤防も一朝にして決壊し、その後土地を立退く者續出し、このままにては部落村民全部の退去する状態も考へられ、豊田、藤原、中、寒川、野木、水代等の隣接村民等も甚大なる被害により前途暗澹としてゐるから、堤防の復舊をせられ河床の上昇に對處せられたいとの請願。

(請第五百八十七號)昭和二十二年十一月十四日受理

朽木縣下都賀郡野木村地内の築堤工事に關する請願者 朽木縣下都賀郡野木村 長 荒川一盛外三十一名

紹介議員 植竹 春彦君

朽木縣下都賀郡野木村の地域は、ほとんど無堤防の状態で一朝豪雨の際には利根川の逆流を受け交通の絶、耕地、人家等の損害甚大であるから、右無堤防部に堤防を築設されたいとの請願。

(請第五百九十號)昭和二十二年十一月十五日受理

郡中港修築工事繼續促進に關する請願者 愛媛縣伊豫郡郡中町長 岡部仁三門外四名

紹介議員 久松 定武君

郡中港の修築は、昭和十二年度より五ヶ年計畫事業として著工したが戦争のため一時中止となつた。しかし地理的に重要據點である關係から、昭和二十二年より再度工事は始められたけれども、港内狹隘のため、昨今は、戦争

復舊用木材を始め、地方特産品の需貨

源を鳥取縣界に設し、その上流は古來

市町村長又は特別區の區長は、

神戸市

計費協會長 徳川宗敬  
紹介議員 久松 定武君

荒廢國立の復舊は第一に著手すべきも  
のであるが、山林原野の開墾、濫伐等

可能となり、秋田縣産業振興上大なる  
影響を及ぼしている。米代川の全線改

一月十四日受理  
枋木縣生井、野木兩村間の堤防工事を

二年度より再度工事は始められたけれ  
ども、港内狹隘のため、昨今は、戦争

復舊用木材を始め、地方特産品の滞貨  
の山をなしている現状であるから、本  
工事を速かに完成せられたいとの請  
願。

(請第五百九十一號)昭和二十二年十  
一月十五日受理  
伊良湖湖に避難港を設置することに關  
する請願

諸願者 宇治山田市宮町三五六番  
地 小久保久吉外五名  
紹介議員 山内卓郎君外一名

三重縣波切港より靜岡縣清水港に至る  
約二〇〇キロの海上は、遠州灘の危険  
地區であるけれども、沿岸に避難港が  
ないため、年々多数の難破船が續出し  
ているから、伊良湖湖に避難港を設置  
して附近航行の船舶の安全を圖られたいとの請願。

(陳第五百九十二號)昭和二十二年十  
一月十日受理  
酒田港の災害復舊に關する陳情

山形縣議會議長 加藤富之助  
山形縣酒田港は先般港灣の重要性から  
開港場として指定せられたのであるが、  
本年三月以來五次にわたる風浪並びに  
洪水により最上川を分離する背割堤六  
百三十米が欠壞し、流失の被害をこう  
むつたのである。そのため港内に注ぐ  
濁流甚だしく船舶の航行不能に陥り、  
現在危局に立至つてゐるから速かに本  
港の災害工事を復舊を實現せられたい  
との陳情。

(陳第五百九十五號)昭和二十二年十  
一月十一日受理  
斐伊川改修工事に關する陳情

島根縣議會議長 兒玉直市外四  
十四名  
斐伊川は山陰隨一の大河川であつて水

源を鳥取縣界に發し、その上流は古來  
から砂鐵採取旺盛であつてその流下す  
る土砂により河床の上昇は極めて著る  
しく昭和十三年迄二十三年間に亘り六  
百八十萬圓の巨費を投じ改修せられた  
が戦時中奥部森林の濫伐と砂鐵採取の  
増大に伴ない土砂の流出も増大を來た  
し、現在では連年の大水害と相まつて  
寄州を以て閉塞せられる現状であるか  
ら早急に下流部を主體とする再改修を  
せられたいとの陳情。

(陳第五百九十八號)昭和二十二年十  
一月十二日受理  
國道十號線改修工事に關する陳情

上田市長 井上柳梧外七名  
國道十號線は上田市常入、小諸町新町間  
の道路は既に延長五、二二〇米を國に  
おいて改修せられたが、その後の工事  
の續行を見ないで、今日に至つては  
が、取残された區間は交通上の惡條件  
の箇所のみであつて交通事故が頻發し  
てゐる状態である。本路線は首都東京  
と長野縣を通じて裏日本新海線と結ぶ  
重要且つ唯一の直通國道であるから地  
方産業、觀光文化、交通の發展上速か  
に前記區間を改修せられたいとの陳情。

(陳第五百九十九號)昭和二十二年十  
一月十三日受理  
群馬縣下の水害對策に關する陳情

群馬縣勢多郡數島村長 永井丑  
之助外六名  
本年九月十五日の豪雨による水害は群  
馬縣下に未曾有の慘害を與えたがその  
根源は治水の完全な方途を講じなかつ  
たため林野が荒廢したことによるので  
あるが、今後かかる災害の起らないよ  
うに速かに森林治水事業並びに災害防  
止林施設事業の擴充強化の實現を圖ら

れたいとの陳情。

十一月二十九日豫備審査のため、本委  
員會に左の事件を付託された。

一、都會地轉入抑制緊急措置令を改  
正する法律案(豫第六六號)

都會地轉入抑制緊急措置令を改  
正する法律案

都會地轉入抑制法

第一條 この法律は、都會地におけ  
る人口の過度の集中に因る窮迫し  
た住宅、雇用及び食糧の事情並び  
に災害に對處するため、必要な轉  
入の制限をすることを目的とする。

第二條 何人も、別表に掲げる地域  
内に轉入することはできない。但  
し、左の各號の一に該當する者で  
當該地域内に轉入しなければなら  
ないやむをえない事由のあるもの  
が、轉入先の市町村又は特別區の  
市町村長又は區長の承認を受けた  
場合は、この限りでない。

一 國民生活を再興するため當該  
地域内において必須の業務に従  
事する者

二 當該地域内に在る官公署に勤  
務する官公吏

三 當該地域内に在る學校で都道  
府縣知事が指定するものの學  
生、生徒、及び教職員

四 前各號の一に掲げる者と同一  
の戸籍内に在る者でその者の扶  
養する親族

五 外國又は外地から歸還する者

六 當該地域内に在る社會事業施  
設に收容される者その他主務大  
臣の定める者

市町村長又は特別區の區長は、  
轉入の事由が一時的である者につ  
いては、期間を限つて前項但書の  
承認を與えることができる。

地方自治法第五十五條第二項  
の市の市長は、第一項に規定する  
事務の一部を區長に委任すること  
ができる。

第三條 前條の承認の手續について  
必要な事項は、主務大臣がこれを  
定める。

第四條 第二條の規定に違反し又は  
詐欺その他不正の方法により同條  
の承認を受けた者は、これを三千  
圓以下の罰金又は拘留に處する。

附則  
この法律は、昭和二十三年一月一  
日から、これを施行する。

この法律は、昭和二十三年十二月  
三十一日まで、その效力を有する。  
建設院設置法の一部を次のように  
改正する。

第四條第八號中「都會地轉入抑制  
緊急措置令」を、都會地轉入抑制法  
に改める。

別表

東京都  
特別區の存する區域

神奈川県  
横浜市

廣瀬市  
川崎市

廣瀬市  
廣瀬市

京都府  
京都市

大阪府  
大阪市

堺市  
布施市

兵庫縣  
兵庫縣

神戸市  
尼崎市

和歌山縣  
和歌山市

山口縣  
下關市

福岡縣  
福岡市

八幡市

十二月一日日本委員會に左の事件を付託  
された。

一、大野川改修工事費國庫補助額  
に關する請願(第六百九號)

一、都井岬を霧島國立公園に編入す  
ることに關する請願(第六百十號)

一、吉井川上流改修工事に關する請  
願(第六百二十二號)

一、釧路港修築に關する請願(第六  
百二十五號)

一、四國地方の河川改修工事に關す  
る請願(第六百三十一號)

一、海岸工作物補強費國庫補助に關  
する請願(第六百三十二號)

一、室蘭港ふ頭施設擴充強化に關す  
る陳情(第六百三十三號)

一、土地區劃整理事業費國庫補助増  
額に關する陳情(第六百二十三號)

(請第六百九號)昭和二十二年十一  
月十九日受理  
大野川改修工事費國庫補助増額に關す  
る請願

諸願者 大分縣大分郡鶴崎町長  
河村林外八名  
紹介議員 安部定君

た、本川の改修は今後に懸つてゐるがこれが費用は最少限一億圓を要するので、本川を持つ危険性を考慮の上速かに豫算を増額して本格的改修工事を實施せられたらとの請願。

(請第六百十號)昭和二十二年十一月十九日受理  
都井弁を霧島國立公園に編入することに関する請願

請願者 宮崎縣南那珂郡都井村 長 中村龍夫外七名  
紹介議員 竹下 豊次君

日向の最南端都井弁は太平洋に突出する約三百町歩の自然放牧場と天然記念物を有する景勝地であるから是非霧島國立公園に編入指定せられたらとの請願。

(請第六百二十二號)昭和二十二年十一月二十一日受理  
吉井川上流改修工事に關する請願

請願者 津山市長 和田義一外五名  
紹介議員 島村 重次君

岡山縣下三大川の一である吉井川は往時より灌溉の利と相俟つて運送の便が關り地方産業並びに文化の開發に貢獻するところが頗る大きい、しばしば大洪水の被害を受けて地方振興を著しく阻害されてゐるのは眞に遺憾なので津山市を中心とする南北六ヶ村の地元民の要望である吉井川上流改修工事を急進なる完成を促進せられたらとの請願。

(請第六百二十五號)昭和二十二年十一月二十一日受理  
釧路港修築に關する請願

請願者 釧路市長 佐熊宏平  
紹介議員 板谷順助君外一名

釧路港は良港を有しない、東北海道唯一の要港でありその勢圏は北見、十勝、根室、釧路の四國一圓にして奥地開發に伴ひ近時の米國航路の要港としては世界的にも認められてゐるところであるが、第二期修築工事著手當初戦時中絶の形となつたが、貿易再開の今日請願書記載のように速かに修築せられたらとの請願。

(請第六百三十一號)昭和二十二年十一月二十二日受理  
四國地方の河川改修工事に關する請願

請願者 香川縣藤内香川縣議會 議長 山口武男外三名  
紹介議員 紅露 みつ君

四國地方は山岳地帯多きの上基盤は概ね崩壊性で且つ雨量も多く戦時中の森林濫伐も加えて河川の河床上昇率は毎年加速度的に高まつていて今日極めて危険の状態にある。先般關東地方を襲つたような降雨があるとその被害は想像し得ない程であるから早急に各河川の改修工事を施行せられたらとの請願。

(請第六百三十二號)昭和二十二年十一月二十二日受理  
海岸工作物補強費國庫補助に關する請願

請願者 愛媛縣廳内愛媛縣議會 議長 渡邊百三外三名  
紹介議員 紅露 みつ君

愛媛縣海岸は最近約三十センチないし一メートルに及ぶ潮位の高昇があり、海岸工作物は危険にひんしてゐるが、これの補強工作は比較的多額の經費を必要とし地方財政にては到底實施不可能であり、このまま放置すればはばく大な損失をこうむることになるから右補強

工事に對し多額の國庫補助をせられたらとの請願。

(陳第六百三十三號)昭和二十二年十一月十八日受理  
室蘭港ふ頭施設擴充強化に關する陳情

室蘭市長 能谷峻雄外一名  
室蘭港は、貿易港として指定せられ將來の發展を期待せられてゐるので、北海道第二期拓殖計畫による同港ふ頭施設を建設する必要に迫られてゐるが、市財政をもつては到底これが實現困難の現状にあるから、國庫支出によつて施設した上、市に貸付せらるるよう取計われたらとの陳情。

(陳第六百二十三號)昭和二十二年十一月二十二日受理  
土地區畫整理事業費國庫補助増額に關する陳情

大阪市市長 近藤博夫外七名  
戰災都市復興の基盤をなす土地區畫整理事業の完成は最も急進を要するものであるが、これに要する年々の豫算計上額は極めてきん少で豫定計畫に基く所要額の二割にもたりない状態である。かくては事業の完成に數十年を要することになり、結局本事業をほう棄せざるを得ない結果となるおそれが多分に存し戰災都市の復興に重大な支障を及ぼすことは明らかであるから、數年内に土地整理事業を完成すること、が、もたらゆる點から最緊要である。よつて明年度以降において本事業に關する國庫補助金を増額せられたらとの陳情。

十二月二日日本委員會に左の事件を付託された。(尙十一月二十六日豫備審査)

のため付託)  
一、横須賀港を開港に指定する等の法律案

横須賀港を開港に指定する等の法律案  
關稅法別表に掲げるものの外、開港及び開港の港域を別表の通り定める。  
附則  
この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

道府縣	港名	港域
神奈川	横須賀	小柴崎、それから九十度三千里の地點、御音崎燈臺から九十度一千里の地點、海瀨島燈標及び千駄崎を順次連結した線以内
和歌山	和歌山	田倉崎から御音崎に引いた二線以内
和歌山	下津	大鼻から番所崎に引いた一線以内
廣島	吳	豆倉鼻から小麗女島西南端を経て錦舞々尻鼻に至る一線以内
廣島	廣島	御音崎、岬島南端、似島東南端、同島地獄鼻、大カクマ島南端、津久根島南端及び八幡川口の東岸を順次連結した線以内
香川	坂出	坂出港西防波堤燈臺を中心として一海里の半徑を有する圓圍の一弧以内
愛媛	新居濱	御代島の北端から正東に引いた一線、御代島西端から西端島の島頂に引いた一線及び西端島の島頂から正南に引いた一線以内
徳島	小松島	和田ノ島から大崎に引いた一線以内
山口	徳山下	阿多田島東端長浦鼻から今津川口の南岸に引いた一線及び同鼻から小瀬川口の南岸に引いた一線以内
山口	徳山下	茶臼山の山頂から笠戸島東端鑛石岬に引いた一線、同島西端鑛石岬から大津島南端鑛石岬に引いた一線及び同島北端丸山崎から四十鼻に引いた一線以内
長崎	佐世保	向後崎から水尻鼻に引いた一線及び猪首ノ鼻から朽木崎に引いた一線以内
京都	舞鶴	金ヶ崎から樽突崎に引いた一線以内
山形	酒田	酒田燈臺を中心として一海里の半徑を有する圓圍の一弧以内
北海道	稚内	天測燈を中心として一海里半の半徑を有する圓圍の一弧以内